

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第88号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項ただし書中「場合」の右に「又は他の課等の所管に属し、かつ、当該課等が一括して管理する物品を借り受ける場合」を加える。

第3号様式1（表面）及び同様式2（表面）中「課長補佐・」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市物品会計規則第18条の2第1項の規定は、この規則の施行の日以後の物品の借受けについて適用し、同日前の物品の借受けについては、なお従前の例による。

（会計室）